

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、国鉄千葉動力車労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 27 年 10 月 31 日以降

2 場所

別表のとおり

3 要求事項

業務外注化の中止等

平成 27 年 10 月 30 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 表

茨 城 県 鹿島線

埼 玉 県 武蔵野線

千 葉 県 総武緩行線、総武快速線、総武本線、成田線、内房線、外房線、久留里線、東金線、京葉線、武蔵野線、鹿島線

東 京 都 総武緩行線、総武快速線、総武本線、京葉線、武蔵野線、中央本線